平成２７年（フ）第６６号
群馬県みどり市東町花輪293番地１
債務者　斎藤つる子（旧姓神山）
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第２３１号
新潟市北区太田2188番地
債務者　小林三紀恵
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４７号
新潟市中央区姥ヶ山１丁目９番21号　コーポ笠原103号、住民票上の住所新潟市中央区長潟913番地４
債務者　小田　高資
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６３号
新潟市中央区神道寺３丁目２番22号　ピュアコート201号
債務者　中村　正臣
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６６号
新潟市東区石山団地９番11―97号
債務者　小林　真帆
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７０号
新潟市江南区城山１丁目７番27号
債務者　佐藤　幸子
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７７号
新潟市西区善久977番地７
債務者　神田チヅ子
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６６号
石川県能美市上開発町イ180番地１
債務者　本　　宣子
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第４２号
滋賀県長浜市勝町410番地　Ｗｉｎ21　302号室
債務者　近藤　美香（旧姓森岡）
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第４５１号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目24番４―505号
債務者　後藤　隆治
１　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２３号
広島県福山市神辺町字下御領14番地２
債務者　長田　　進
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１２８号
広島県福山市川口町２丁目11番30号
債務者　須藤　美和
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１２９号
広島県福山市芦田町大字下有地1608番地２
債務者　野田まり子
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３３号
高知県四万十市具同2831番地１　中内第二アパート
債務者　今城　昭彦
１　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第７３号
福岡県嘉麻市岩崎219番地５
債務者　金蔵　信幸
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第４３６号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1023番地２　サーフビレッジ103号
債務者　中島　弘行
１　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２０号
長崎県対馬市厳原町西里175番地４　207号、旧住所長崎県対馬市美津島町賀谷162番地
債務者　高山もと枝（旧姓瀧崎・阿比留）
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
大分市向原東２丁目４番25号（メゾンセザンヌ６Ａ）
債務者　阿部由己子
１　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係